明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第一項の表一六の項を次のように改める。

16	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

19	削除

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

第一項の表五〇の項から五三の項までを次のように改める。

50	削除
51	削除
52	削除
53	削除

第一項の表五八の項を次のように改める。

58	削除

第一項の表六三の項を次のように改める。

63	削除

第一項の表六六の項を次のように改める。

66	削除

第一項の表八三の項を次のように改める。

83	削除

第一項の表九七の項を次のように改める。

97	削除

第四項の表三〇の項中「１－74」を「８－１」に、「3030」を「１－43」に、「北緯35度15分54秒東経136度59分45秒」を「北緯35度15分53秒東経136度59分45秒」に改める。

二十四　平成二十年総務省告示第三百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

5	削除

第三項の表五の項中「(266.50)」を「(258.50)」に、「北緯35度42分19秒東経139度25分29秒」を「北緯35度42分19秒東経139度25分30秒」に改め、同表六の項中「(125.30)」を「(119.30)」に、「北緯35度45分34秒東経139度15分55秒」を「北緯35度45分34秒東経139度15分56秒」に改め、同表七の項及び八の項中「(172.00)」を「(172.30)」に、「(182.00)」を「(182.30)」に改め、同表九の項中「(172.00)」を「(172.30)」に改め、同表一〇の項中「(182.00)」を「(182.30)」に改め、同表一一の項中「(172.00)」を「(172.30)」に改め、同表一七の項中「北緯35度39分03秒東経139度32分29秒」を「北緯35度39分03秒東経139度32分30秒」に改め、同表一九の項中「北緯35度39分13秒東経139度25分23秒」を「北緯35度39分13秒東経139度25分22秒」に改め、同表二〇の項中「北緯35度38分00秒東経139度27分45秒」を「北緯35度38分01秒東経139度27分45秒」に改め、同表二三の項中「北緯35度41分15秒東経139度24分53秒」を「北緯35度41分16秒東経139度24分53秒」に改め、同表二四の項中「(168.50)」を「(168.80)」に、「北緯35度42分04秒東経139度17分40秒」を「北緯35度42分03秒東経139度17分39秒」に、「北緯35度41分53秒東経139度17分47秒」を「北緯35度41分53秒東経139度17分46秒」に改め、同表二六の項中「(188.20)」を「(187.50)」に改め、同表二八の項中「北緯35度46分14秒東経139度20分24秒」を「北緯35度46分15秒東経139度20分24秒」に改め、同表三一の項中「北緯35度39分53秒東経139度32分57秒」を「北緯35度39分53秒東経139度32分58秒」に改め、同表三三の項中「(102.00)」を「(108.00)」に、「(182.00)」を「(172.30)」に改める。

二十五　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六六の項を次のように改める。

66	削除

第一項の表七五の項及び七六の項を次のように改める。

75	削除
76	削除

第一項の表八二の項を次のように改める。

82	削除

第一項の表八七の項を次のように改める。

87	削除

二十六　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

19	削除

第一項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

第一項の表二八の項を次のように改める。

38	削除